

平成21年度第5回宮城県民間非営利活動促進委員会 議事録

日時：平成21年11月25日（水）

午前9時45分から正午まで

場所：宮城県行政庁舎 第二会議室

○司会

ただいまから、平成21年度第5回宮城県民間非営利活動促進委員会を開催します。

本日は、小澤委員、佐藤委員、小林委員、森山委員が所用のため欠席されるとの連絡をいただいております。本委員会は半数以上の出席となりますので、成立していることをご報告いたします。

なお、本委員会は公開することとされております。本日は2名の方が傍聴されております。また、傍聴に当たりましては、受付時にお渡しいたしました、傍聴要領の記載事項を守っていただくようお願い申し上げます。

それでは、開会にあたりまして、環境生活部長の今野からごあいさつ申し上げます。

○あいさつ 環境生活部部长

おはようございます。環境生活部長、今野でございます。委員会の開催にあたりまして一言ごあいさつを申し上げます。委員の皆様には、お忙しいところをご出席いただきまして誠にありがとうございます。

また、日頃、本県のNPO活動の促進について、また、県行政の様々な推進について、ご指導ご協力をいただいておりますこと、あらためて御礼を申し上げます。

県では、「富県共創！活力とやすらぎの邦づくり」を県政運営の基本理念とし、「宮城の将来ビジョン」を推進しておりますが、ビジョンの実現のためには、主役であり担い手であります県民、企業、そして、NPOとの連携・協力が不可欠だと考えているところでございます。

本日、ご審議をいただきますNPO活動促進基本計画ですが、本県におけるNPO活動の今後の充実・発展を方向付ける大事な計画だと考えております。

前回のご審議で委員の皆様からたくさんご意見を頂戴しておりました。それに基づいて、あらためて全体を見直した上で、今回、第1章から第5章まで計画全体に渡って事務局案を提示させていただいたところでございます。

一方で、これからのスケジュールというのもございまして、年明けの2月にパブリックコメントを実施したいと考えております。また、この委員会の開催も本日を含めてあと2回ということでございます。だいぶタイトなスケジュールということにもなりますので、パブリックコメントへの提示を想定した仕上がりというあたりも睨みながらのご審議をよろしくお願いしたいと考えております。

県としては、NPO活動の促進のため、より前進した実効性のある計画を策定したいと考えておりますので、前回同様、どうか忌憚のないご意見を頂戴いたしながら、充実したご審議を展開していただくようお願い申し上げます。簡単ですがごあいさつとさせていただきます。どうか本日はよろしくお願い申し上げます。

○司会

それでは山田会長に進行をお願いいたします。

① 宮城県民間非営利活動促進基本計画の第1章について

○山田会長

皆さんおはようございます。この基本計画の見直しもおかげさまでだいぶ煮詰まってきたかと思えます。今、部長さんからお話ありましたように、2月にパブリックコメントを用意されているということでございますので、そろそろ仕上げの方向にいかねばいけないかなと思っております。それでは、今日もよろしくお願ひしたいと思ひます。

次第をご覧くださいますと、各章ごとに議論していくということになっておりますので、促進基本計画の第1章から検討を進めて参りたいと思ひますが、まず、事務局の方からご説明をお願いいたします。

○事務局

それでは、まず始めに、今回の全体的な主な変更点について、ご説明したいと思います。

大きなポイントとして5つでございます。1つ目が、構成の変更をしております。2つ目が、主に前回のご指摘に基づきまして、表現修正や説明の追加を行っております。3つ目として、データに関する部分について、全て、資料編として、計画の後方に移動しております。4つ目としまして、前回のご指摘を中心に、読んだときのわかりやすさを意識しながら、文言や文節内での構成を工夫しております。5つ目として、インデックスの統一をしております。以上の2つ目から5つ目までの主な変更点に関する詳細につきましては、変更の重要性に応じて、各章ごとにご説明させていただきたいと思っております。

なお、資料はN○1からN○6までになっております。資料1が計画案完成版の案でございます。資料2が構成変更等の概要、資料3が市民の定義について、資料4が基本理念について、資料5が修正内容、資料6が現行計画との新旧対照表となっております。

それでは、資料2の構成変更等概要をご覧ください。前回の促進委員会におきまして、第2章に位置しておりました「NPOとは」につきまして、第1章へ移動するなど、構成上の変更に関する提案をいただきました。それに伴って、計画の流れについて、あらためて整理してみました。これまでは、現行の基本計画の修正というスタンスで作成して参りましたが、現状と課題を詳細に掲載するなど、現行計画とは大きく変化してきていることから、全体的な構成やストーリーという視点での整理が必要であると考えたものです。

左側の構成概要をご覧ください。はじめに、「1 現状と課題」としてございます。そして、その中身として、①NPOの定義、②社会的な情勢、③県内及び県施策の状況という流れで捉えてございます。

次に、1の「現状と課題」を受けて、大きな2番として、「NPOの捉え方」としてございます。中身としましては、①がNPOに関する特徴、2頁に移りまして、②期待・可能性、③課題など、としてございます。

続きまして、1の「現状と課題」及び2の「NPOの捉え方」を踏まえまして、大きな3番目として、「計画の見直し」を配置してみました。そして、ここに、計画の見直しに関する説明を集約してございます。

内容としましては、①経緯、②必要性、③見直しの視点、④基本理念、⑤基本方針と施策の柱、3頁に移りまして、⑥施策推進の方向性としてございます。

その後につきましては、構成上の変更はなく、大きな4番として、具体的な「施策と事業」、4頁目になりますが、大きな5番として、「計画推進体制づくり」といった流れになってございます。

それでは、具体的な移動箇所につきまして、大きなものを説明したいと思います。1頁目にお戻りください。①から④までの4点になってございます。

真ん中の列の「今回修正後内容」をご覧ください。前回、ご指摘のありました③の「NPOとは」、及び、④の「特定非営利活動法人」につきまして、1章に移動してきてございます。

次に、右の列の「前回提案内容」をご覧ください。「現状と課題」の流れの中で突出してしまった感じのある、①「基本計画の策定の経緯と根拠」及び②「基本計画の見直しの必要性」を、次の頁の第3章へと集約する形で移動いたしました。2頁目の真ん中の列をご覧ください。「第3章 基本計画の見直しの必要性と基本理念」の1番と2番へと移動してきてございます。

以上で構成の変更に関する説明を終わります。

それでは、第1章における、修正内容についてご説明します。

資料5をご覧ください。追加部分につきましては、青色の下線で、削除部分につきましては、赤色の取消線で表しております。また、頁の付番ですが、同じ頁の中で、左側が1頁目、右側が2頁目となっておりますので、3頁目以降も同様の配置となっておりますので、ご了承願います。

1頁目をご覧ください。第1章のタイトルを「NPOを取り巻く現状と課題」へと変更しております。これは、情勢や現状、課題に関する説明部分が多くなったことによりまして、「基本計画策定の必要性」という前回までのタイトルでは前置きがちょっと長く感じられるのではないかとということから、まずは率直に現状と課題として捉えようと考えたものでございます。

第1章内には、まず、プロローグとして「社会を取り巻く情勢は…」からはじまる前置きの文を配置し、続いて1番として、「NPOとは」の説明を入れてみました。

この前置きの文ですが、下から7行目に、前回のご指摘に従いまして、「NPO」の前に、「これらの新しく登場してきた」という文言を入れてございます。

次に、1番の「NPOとは」についてですが、第2章から移動したことにつきましては、先ほど説明したとおりでございまして、中身としては、(1)に「NPOとは」、(2)に「特定非営利活動法人とは」という構成になってございます。

(1)の「NPOとは」についてですが、2頁目の真ん中のあたりの「この基本計画の対象とするNPOは…」から始まる文節におきまして、前回のご指摘によりまして、「社会貢献活動」を「社会的・公益的活動」へと修正してございます。

それから、その後の文節に続きまして、「よって、町内会や自治会等の地縁団体…」から始まる文節ですが、ここも前回のご指摘によりまして、以前は第3章に出てきたNPOに含まれる地縁団体や公益法人等という説明を移動してきたものでございます。また、地縁団体につきましては、「町内会や自治会等の」という形で少し具体性を持たせてみたところですよ。

1行空けまして、その次の文節ですが、「NPOは、特定の社会問題の解決を…」から始まる文節の真ん中あたりですが、前回のご指摘によりまして、「非営利で行う団体」を「非営利組織」へと修正してございます。

さらに、1行空けて、次の文節、「なお、この基本計画では、…」から始まる文節ですが、これも前回のご指摘により、以前「NPOを取り巻く情勢」の後半に位置していたところを、ここへ移動してきてございます。

ここで、毎回議論の対象となってございます「市民」の定義につきまして、あらためてご審議いただき、委員会としての最終的な考え方を決めていただきたいと思いますと考えまして、資料3を準備いたしましたので、ご覧ください。前回のご審議での山田会長からのご指示によりまして、加藤委員と西出委員より、ご多忙のところ御意見をちょうだいいたしまして、そして、下の参考資料を元に、事務局案を作成したものでございます。読み上げます。「この基本計画では「市民」を、行政単位である「市」の住民という意味ではなく、また国籍や居住地、資格、能力、社会的役割等によって分類するのでもなく、多様な人々が暮らす社会で自立した意思のもと生きる当事者を指す言葉として使用しています。」といたしました。

「市民」という言葉は、「特定非営利活動促進法」で使用している言葉でありまして、参考資料3の「NPO法コンメンタール」にもございますように、住民を超えた広い概念を表しているものとなっております。また、加藤委員さんの本にあるように、市民社会には、多様な人々によって担われている公共性があると、そして、そこには「NPO基礎講座」の方にもございますように「自覚と責任」まで及ばないとしても、主体または客体として自立した意思を持つ当事者が存在するのだろうと整理してみても、作文したみたものでございます。後からご審議の方、よろしく願います。

第1章の説明の方を続けます。資料5の2頁目にお戻りください。

下から3行目でございますが、「特定非営利活動法人」の説明を移動してきたもので、全体的な構成の変更で説明したとおりでございまして。

3頁目をお開きください。「2 NPOを取り巻く情勢」の「(1) 新たな制度の導入」についてでございますが、最近の政治状況により、「障害者自立支援法」が廃止される可能性もあることから、削除してございます。また、前回のご指摘により、公益法人制度改革による影響を明確化する形で作文してございます。それから、公益社団、財団に関する説明を加えさせていただきました。

次に、3頁目の一番下から、4頁目にかけて、削除してございますのは、移動したNPOの説明及び市民の説明部分となっております。

また、全体的な構成変更で説明したとおり、基本計画の策定の経緯と根拠を第3章へ移動したことにより削除してございます。

その後の4頁から10頁までの修正は、文言や文節の工夫に伴う修正及びデータ部分を41頁から43頁の資料2へ移動したことによる削除等がほとんどでございまして、その中で、9頁目の「(4) 市町村の施策」につきましては、その重要性を考慮して、説明を追加してございます。

11頁及び12頁は、全体の構成変更で説明したとおり、「基本計画の見直し」に関する内容を第3章へ集約したことに伴う削除でございまして。

ただいま、第1章に係る修正箇所を説明申し上げました。また、第2章以降につきましても、修正箇所について説明する予定でございまして、資料5は、修正状況の確認としてご参考としていただきまして、ご審議におきましては、時間の関係もございまして、完成版の方を意識していただきながら、資料1

の計画（案）によりご検討いただきますようご協力よろしくお願いたしまして、事務局の説明とします。以上です。

○山田会長

はい。ありがとうございます。それでは、第1章につきまして、御意見をいただきたいと思います。それから、その中で市民の定義についてということについてもご検討いただければと思います。それでは、ご質問も含めてこの1章の範囲内でどこからでも御意見御質問いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○西出委員

構成案の方ですが、流れがスムーズになって非常にわかりやすくなったと考えております。

資料5の2頁目の下から3段落目で、「NPOは特定の社会問題の解決を団体の使命とし」ということですが、社会問題の解決を新たな社会的価値を生み出していくということも含めた方がいいのかなと考えております。

同じ段落の3行目で、NPOは「政策提言や仕組みの構築・サービスの提供を行う非営利組織となることを目指しています」とありますが、組織となることを目指しているということではなくて、問題の解決や価値を生み出していくことそのものを目的としており、組織というのはそのための手段と考えられるのではないかと思います。

それから、市民の定義のところ、「当事者」という言葉を使っているのですが、その辺については、皆さんの御意見を伺いたいなと思いました。

次の頁の「新たな制度の導入」のところ、3行目の「公益法人制度改革関連三法」の前に「いわゆる」と書いてありますが、この計画を初めて見る読者の方にとっては「いわゆる…三法」や「法人の設立にあたって」という書き方ではわかりにくいかなと思いますので、その辺を工夫していただければいいのかなと考えました。

○山田会長

ありがとうございます。まずは、使命のところですね。社会問題の解決だけではなく、それに加えて、社会的価値の創出ということを入れるべきではないかということ、それから、引き続いて、組織となること自体を目指しているわけではないというあたりの表現に注意していただきたいということ、それから、その下の段落で、「自立した意思のもと生きる当事者を」という「当事者」というキーワードがいいのかどうかということ、それから、3頁の公益法人に関わるところで、「いわゆる」というような文言について、初めて読まれる方が読みやすいのかどうか検討していただきたいということですが、皆さんの御意見何かありましたら、どうぞ。

○今井委員

市民の定義ですが、私も「当事者」という言葉が気になったというか、一般的に「当事者」というと、堅いというか、裁判とか事件事故の当事者等を想定するのですが、ここは、そういう概念ではなく、すんなり、「人々」とかもっと柔らかい言葉にした方がいいのではないかと思います。どうでしょうか。

○山田会長

ほかに、西出先生の御意見につきまして何かコメントがありましたら、いただきたいと思いますが。

○加藤副会長

「当事者」の代わりに「人々」ということに賛成いたします。

それから、2頁の「この基本計画の対象とするNPOは…対象としています」とありますが、その後も、「よって町内会その他でも対象となる場合もあります」というように「対象」が重なっているので、前の方を「この基本計画の主な対象とするNPOは」にして、「任意の市民活動団体などです」と切って、「よって」と繋がる方がいいのかなと思いました。

また、西出先生がおっしゃったように、「非営利組織となることを目指しています」にはしない方が良く、ここは、ミッションの実現のために次の問題解決等を行うので、「提供などを行う…非営利組織

です」という感じでいいと思います。

○大久保委員

西出さんと今井さんがおっしゃったことについては、同意いたします。

ただ、対象とするところの、「市民が自主的に…」の次に「町内会や自治会等の地縁団体、公益法人、社会福祉法人、協同組合等も活動内容によって、この基本計画の対象となる」と書いてありますが、今、支援する拠点としてのみやぎNPOプラザの運営をしている団体としては、ますます混乱してくるというのが正直なところ。現場では、例えば町内会であれば、町内会の人たちのことについて活動するのだから公益的なことではないかと言われてしまうと、なかなかそれに対して反論していくための内容の精査がすごく大変な状態になるということです。広く捉えて支援していくというやり方を反対するものではないのですが、NPOプラザの低額な使用料金に対して、一般社団やかなり企業的に近い団体なども含めて、使用対象を精査していくのは、難しい状況になるということをどのようにこの計画の中に出していったらいいのかわからないなと思っています。そこで、皆さんはどう考えられるかお伺いしたいと思うのですが。

○山田会長

大久保委員から、町内会等について、「活動内容によっては」という表現では、現場でいろいろ困るとい意見がありました。

○今井委員

私も「活動内容」という文章に引っかかったのですが、少し具体的な…「一例として」という文言も入れてもいいかという気もするのですが。これだとあまりに抽象的で、現場では相当混乱すると思います。ですから、具体的な一例を入れるとか、もう少し配慮した方がいいと思います。

○山田会長

例を入れるとだんだんややこしいことになって、境目を引くのが難しくなるので…どうでしょうか…。

○加藤副会長

今の久保委員の悩ましい話ですが、仙台市のサポートセンターも同じことだと思います。これは基本計画なので、より上位の条例で定義をしている「促進をすると言っているものの範囲」で貸したり貸さなかったりするというところに基本的にはなると思います。仙台市の場合も仙台市民公益活動の促進条例で定義をした、つまりNPOという言葉は使っていないのですが、市民公益活動を行う者、行おうとしようとする者を支援すると定義をしているので、それに基づいて何項目かのチェック項目というか、例えば、イベントが市民に開かれているか等、ある程度、活動内容によって審査をして、貸すか貸さないかを決めています。仙台市の場合サポートセンターの範囲で、例えば町内会の総会などには主としては貸さないとしていたり、生涯学習団体には貸さないということにしているのですが、それが悪いか駄目とか公益性がないということではなくて、狭い施設で、たくさん施設がある中でそこへ幅広い団体が集中することによって、本来促進すべき主な市民公益活動の団体の活動がうまくいなくなる、要するにグレーゾーンがある話として理解しています。断定的にあなたのところは外側でこっちは内側とは非常に言いにくいので、施設のキャパ等の話の中で、運用上の話として、定義でやらずに規則等の下の細かいところで判断をさせていただきます、基本的に条例に基づきます、という考えでやるしかないかなと。ここでは、例えば新しく一般社団を作って、もともと市民活動をしていたような人たちが事業をやっていたりとか、どんどん増えてくる。しかし、それらを全然対象にしないというのもかなり厳しいですね。そうすると、こういう書き方にせざるを得ないのではないかなという気がします。何がして何がしないということはあまり書きにくいのではないかなということが正直あって、活動によってというのと、運用上の問題ではないかなという気がいたします。

それから、「特定非営利活動法人とは」というところで、「この法律は、一定の要件を備えるNPOに法人格を付与し」というところですが、「この法律は、市民による公益的活動を行うもので一定の要件を備えるNPOに法人格を付与し」みたいな、もとの法律の文言が入るといいかなという感じがいたしま

す。

○山田会長

加藤委員の御意見ですと、こういう表現をとらざるを得ないと思いますので、これは、プラザの利用規程等の中でもう少し例をあげて規定していくということでしょうか。

○大久保委員

利用規程というのは特にはないですが、細則のようなものはありますので、そこに盛り込むという手はあると思います。つまり、非常に複雑になって、何に基づくというものがなくなって、窓口のスタッフが混乱しているわけです。例えば、社会福祉協議会も社会福祉法人ですが、大量の会員に対する印刷物等のものすごい枚数を使っていたりするというのも当然ながら出てきています。そして、内容的には開かれたという形になっていきますと、公益的な大きな財団も使う可能性も出てきます。今までは、どちらかという裕福的な財団はお断りしていたのですが、このように計画に書かれると、そういった団体も引き受けることになるので、対応が非常に難しくなり、さらに現場で混乱するのではと考えたのです。だから、今おっしゃったように、細則なりに盛り込むということが前提でないと、ちょっとそこは捌ききれないなと思います。

○山田会長

たぶん、この基本計画の中で、プラザについてはどうこうと細かく書くというのはなかなか難しいと思うので、その対策は別途していただく必要がありそうですね。

ということで、ちょっとまとめて確認してみます。この資料5でいきますと、2頁の第3段落ですか、「この基本計画の」というところに、「主な」という文言を入れるということと、対象と表現のだぶりを整理していただくこと、それから、次の段落の「活動内容によっては」というところは、これで仕方がないということで、別途それぞれのところで細則等で対応していただくということ、その次の段落の「NPOは」というところでは、2カ所ありましたけども、西出委員のご提案どおりで修正していただくこと、それから、その次の「なお、この基本計画では」というところでは、「当事者」という表現を「人々」に改めていただくこと。「(2) 特定非営利活動法人とは」というところで、「一定の要件」の前に法に基づく表現を入れていただくということ。その次の3頁目の「(1) 新たな制度の導入」のところでは、「いわゆる」等、読みやすいように少し手を入れていただくという方向でしたが、これでよろしいですか。

○石井山委員

3頁目の「NPOを取り巻く情勢」をどう捉えるかということですが、僕の感触では、この10年弱の間での最も大きなインパクトは指定管理者制度だったと思うのです。ここに新たな制度という形で制度的な部分も出しているということもありますし。指定管理者制度というのは、従来、行政が担っていた領域を市民に開放していく、公共事業の主体にしていくというようなニュアンスもありますし、一方でかつて加藤委員がご指摘いただいていたと思うんですけども、従来、公益法人であって、NPOとは見られなかったものも、行政から見たときには、指定管理者制度のもとでは別法人、つまりNPOとして捉えられてきているというような、そういう混乱も出てきているということだと思います。この10年あたりの大きなトピックだと思いますので、なんらかの形でこの情勢の中に入れておくほうが正確かなという気がします。

位置づけとしては、おそらく、1の新たな制度ということよりも、2や3の内容と連動すると思います。ただ、どのように書き込んでいいのかというアイデアがまだないんですけども、ともかく情勢の中にそういった制度改革も組み込んで入れておく方が正確かなという意見でございます。

○山田会長

3頁の大きな2の「NPOを取り巻く情勢」の中で、指定管理者制度に関わることをどこかで入れていただいた方がいいのではないかとご指摘ですが。(1)の頭の一文に「指定管理者等として」とありますが、制度名という形で表現をした方がいいかどうかということですが、これは事務局におまかせしていいですか。それともこういう表現をすべきだというご指摘があれば。

○西出委員

石井山委員が言われたことで、1というよりも2と3と関連するのではないかということですが、やはりこの10年の間で、パブリック、公というものが、官だけではなくて、官から民へという流れがあるということで、その一環として、指定管理者制度というのも非常に大きな制度改革になっているというような位置づけにした方が、単にNPOの活動の場が広がっているということ以上の意義を文言として盛り込んでいただければいいのかなと思います。

「新たな制度の導入」ということも、公共の担い手が官だけではなくて、民にも広がっているというような形にしていいただければ。

○山田会長

そうすると、(1)の見出しを変えるという御意見ですがいかがでしょうか。タイトル案としてはどうでしょうか。

○加藤副会長

今、石井山さんと西出委員のおっしゃったことで言うと、(1)のタイトルを、この場合、世の中では「官から民へ」ですが、私たちがこの計画で捉えるべきは、ホントは「官から市民へ」なのですが、それによる「新たな公共」という言い方も、僕はあまり好きではありませんが、まあ、新たな公共の創出や展開が行われるということで、介護保険制度も実はそういう理由がありますよね。指定管理者制度もそういう理由があるので、今ピンときたタイトルは浮かびませんが、その方向のタイトルを付けて、解説をちょっと加えれば、石井山さんがおっしゃったようなことが、(1)に盛り込めるのではないのでしょうか。

○石井山委員

それぞれそのとおりで思いながら聞いていたのと、一方で、(1)から(5)にどういうストーリーを見いだすかということを考えていました。この(1)から(5)というのは並列なのか、それともどういう順番性なのかというような形で考えていまして、僕のイメージとしては、まず民的な動きの広がりを最初に説明した上で、そういったものを後押しする制度改革が一方で出てきているということが2番目かなと。しかし、3番目に、そういう動きを制度化していく矛盾点もいくつか出てきていると思うのです。やはり、財政悪化の受け皿というような動きの中で、民的な動きが必ずしも自由度を増して動けないという事態もこの10年の間で見えてきていると思いますので、そういった新たな課題を3番目に説明するという形で、無理矢理順番にすると、(4)、(5)にあたる部分が第1パート、(1)にあたる部分が第2パート、(2)、(3)をやや矛盾めいた構図として描いていただくことによって一つのストーリーができあがるという格好になるかなと思います。これはちょっと思いつきですが、とにかく、ここは単なる(1)から(5)の羅列ということよりも、この10年を総括したときにどういうストーリーとして描けるかという形に見えた方が、後の繋がりとはいいいかなと思っております。

○山田会長

ここの中身そのものについては、概ね良いけども、(1)から(5)をストーリーに沿って並べ替えてはどうかということです。若干、つなぎの文言は変わってくるかと思いますが、表現は御検討いただきたいと思いますが、最初に「新たな公共の担い手の広がり」というところがあって、その次に制度等の対応変化のようなもの、そして、3つ目に課題というような並べ方で、この5つの順序を御検討いただいたらどうかという方向で作業していただきたいと思います。

○滝口委員

「(1)宮城県のNPOの現状と課題」は、NPO法人の現状を書いているような気がして、それが必要だと思いますが、やはり宮城県がこの5年間で新しい公共に対して市民がどのように動き始めているのか、そういう評価も全体としてここに入れておく必要がないかどうか。

それから、「宮城県の施策の現状と課題」がイからチまでありますが、課題となるとイからハの3つしかありません。これは、もう、評価はする必要がないのか、それとも敢えて3つだけ触れれば課題としていいということか、ほかは順調にいつているということなのか、事務局として考えがあったのかお伺

いしたいと思いますがいかがでしょうか。

○事務局

ご指摘ありがとうございます。確かに一つ一つにおきまして課題等がございます。これまでの審議会の流れを尊重しながらということで、大きな変化を入れずに来たところでございますので、もう少し、中身の方の課題、問題点の方を見ながら、説明を加えたいと思います。ありがとうございます。

○山田会長

今のご指摘の前の方の部分ですが、市民、県民の活動の動向についての評価というのは、(1)の後段の方で大丈夫ですか。何か検討していく材料というものはありますか？

○事務局

意識調査等も行っているところでございますので、もう一度見直しをかけて考えてみたいと思います。ご指摘ありがとうございます。

○山田会長

滝口委員のご指摘に沿って、市民の動きに対する評価を(1)の後段でしていただく、それから、施策の現状と課題についても、若干、足していただいたらどうかということですね。

それでは、さきほど西出委員、加藤、石井山、今井委員、大久保さんからもご指摘がありました点についての修正と、今、滝口委員からいただきました2カ所につきまして、少し手を入れていただくということをお願いしたいと思います。

それでは、第2章の方のご説明お願いいたします。

② 宮城県民間非営利活動促進基本計画の第2章について

○事務局

第2章につきまして事務局から説明します。資料5の13頁目をご覧ください。

まず、第1章の現状と課題からの流れを明確にするために、新たに前置きの文を挿入してございます。

次に、「(1) NPOとは」を1章に移動したことから削除してございまして、大きな1番のタイトルを、「NPOのとらえ方」から「NPOの特徴」へと修正してございます。

それから、14頁の一番下の方をご覧ください。ここから15頁にかけましては、「特定非営利活動法人」を1章に移動したことにより削除してございます。

さらに続く「(4) NPOのパートナー」も、前回のご指摘によりまして、第3章に移動したことにより、削除してございます。

なお、16頁の「(5) 社会貢献活動への参加機会の提供主体としてのNPO」における「社会貢献活動」という文言ですが、「社会的・公益的活動」とすべきかどうかの判断につきまして、ちょっと悩みまして、人々の社会に役立ちたいという気持ちを考慮した場合、一般的に「社会貢献」という言葉が使用される傾向があるかなということを考えてまして、それから、読み手である県民が、ここでの趣旨を捉えやすいかなということもありまして、「社会的・公益的活動」という文言への統一的な整理としては、反映しないでおいております。この後にも同じような考え方で、統一的な修正をしていないところがございますので、そのあたりにつきましても、御意見いただきたいと思います。

簡単でございますが、第2章に関する変更点の主な部分につきましては、以上でございます。

○山田会長

はい。第2章につきまして、御質問御意見いただきたいと思います。

整理した資料1の方では8頁からになります。全体の組み替えについては、先ほど西出委員の方からこういう方向でよろしいのではないかという御意見もいただいておりますが、第2章でも構成が変わったところがあります。細部につきましては、社会貢献の表現を含めて若干修正点があったということです。

○西出委員

社会貢献活動への参加機会ということで、読む人にとってはわかりやすいかなと思いますが、社会貢献活動への参加だけではなくて、社会的なものへの参加、社会参加の機会というような形なのかなと思います。

参加機会を提供するということと、それによって市民の市民性を育むという両方の役割があるのかなと思います。サトウカズコ先生のNPOの教育力という本がありますが、そういった考え方と言うと単に参加の機会を提供するだけではなくて、市民性を育てていく、教育するという役割の文言も入れていただければと思います。

○大久保委員

今のところについて言えば、私はこのままでいいかなと思います。一般的に、NPOというのはいろんな人たちの参加によって行われていて、ボランティアの参加も非常に大事な位置づけだと思っていて、その方々の意識というのは、社会貢献活動という意味合いが非常に濃いので、その言葉自体が違っているわけでもない。ここの章のここの部分においてはあり得るのではないかなと思います。

○山田会長

ただ、西出委員が言われたように、社会参加機会の提供であるとか、市民性の醸成というのは、どこかに設けた方がいいか、それともここに並列的に加えていくか、そのあたりはどうでしょうか。

○大久保委員

社会参加という言い方をするととても幅広く捉えられてしまいます。そういうことではなく、おそらくこの活動の組織体として参加する人たちの意味は、社会参加ということよりは社会貢献がイメージの中にあるのではないかなということを感じます。そこで、この項目に関して言えば、社会参加という広い意味合いということではないのではないかなと思っています。

○加藤副会長

この項目についてはということなので、それはそれでもいいと思うのですが、西出委員がおっしゃった参加機会というか、あるいはコミュニティ的な要素だと思うのですが、中間集団として社会の中で人々を繋ぎ止める機能の部分とある種の市民性を育むとか、教育的な側面が、この「社会的役割と可能性」のところには実は全くないですね。外国のNPOの方に会うと、自分たちは民主主義の学校だとかそういう側面をかなり強調されます。そこで、行政により担われてきた公共を担うという話よりも本当は先に出てこないといけない話なのではないかなと思いました。それから悩ましいのですが、「特徴」と「役割と可能性」があるけども、「特徴」と言えば教育的機能があるということも特徴でもあるので、この二つは両方でこれだけのことが並んでいて、どちらに書こうかと非常に悩むということがありますが、少なくとも「期待される社会的役割と可能性」のトップには民主主義の担い手を育成するまさに社会参加の中間集団としての役割ということがあるのではないかなという感じがいたします。

○山田会長

今、加藤委員からご指摘いただきましたように、西出委員からいただきました社会参加機会の提供であるとか、市民性の醸成等ということについて、表現は少し練っていただきたいと思いますが、15頁から始まる「2 NPOに期待される社会的役割と可能性」の中のむしろ冒頭の方に入れていただいたらどうかということでした。それから、16頁の(5)の「社会貢献活動」はこのままでいかがかということですが、そういう方向でよろしいでしょうか。ご異存がなければ、大きい2の頭のところに今の項目を入れていただくということをお願いできればと思います。

○西出委員

今の2の(1)の「公共の担い手としてのNPO」のところの一番最後の「これらのことを次の社会を担う若者に伝える教育機能についても」を今から加える(1)に入れていただくということと、この「教育機能」というのは若者に伝えるということもありますが、若者だけではなく全ての人に伝えるべき機能かなと思います。

○山田会長

(1) を新たに設ける場合には、最後の教育機能と関連がありますので、この部分を含めて再編成していただくということによろしいですか。

○今井委員

9頁の「2 NPOに期待される社会的役割と可能性」の(1)の5行目に「健全な市民社会の形成」という文章がありますが、この「健全な」という言葉が少し抽象的だなという気がします。もう少し具体的な言葉にしたらどうかと思います。世の中の流れが安心安全の社会を目指しているので、この「健全な」という言葉を「安心安全な市民社会の形成のためには」と変えたらいかがでしょうか。

○山田会長

資料1の9頁の2の(1)の「健全な市民社会」の「健全な」を例えば「安全安心な」という文言でどうかというご提案ですがいかがでしょうか。

○加藤副会長

「健全な」は抽象的ですが、「不健全な」というのが何を言っているかという、例えば、政府や企業に対して独立した市民社会が存在しないことを言っていて、ちょっと安全安心という具体的な話からは、もちろん結果的としてそうなると思うのですが、あまり「健全」には私はこだわりませんが、「安全安心」としてしまうことによる色の付きの方が、後ろの文章の「市民セクターの存在が」というふうに展開するには、ちょっと苦しいかなという感じがしています。

問題はその前です。いつもこういうところで行政の文書に引っかかるのですが、「これまでの日本社会では公共に関することは主に行政が担ってききましたが」と書いてありますが、そんなことはないのであって、公共に関することを主に担ってきたのではなく、主に行政が担ってきたことだけを公共と呼んできたというふうに言っていたきたいのですね。順番が逆だと思いますね。つまり、市民は自ら地域社会やNPOや様々な公共的な活動をしているわけでありまして、それに対して政府が公的に認知をする「公共」というのは政府がやっていることだけだったということです。政府だけが公共のことをやってきましたというのは、転倒した議論なのです。どうも気になるのです。地域社会で人々と人々が助け合ったりする公共的な活動は、別に政府が言わなくてもやっていて、昔からあるわけです。そのことについて、社会が再発見をするというプロセスが、政府による公共の独占という概念を打ち破ってきたわけです。だから、いつも、今までは政府がやってきました、政府がやっているのが大変なので担ってくださいという理屈になるのです。どうしてもそう見える文章はやめてもらった方がいいなというふうに思います。

○山田会長

大変大事なところですね。9頁のその2の(1)のところの「行政が公共を担ってきた」という認識というか、公共に関わる認識の仕方自体に問題があるというところを少し踏まえた表現にしないといけないのではないかということで、これはちょっと文言を検討していただければと思います。

○西出委員

先ほどの「健全な市民社会」という文言の中で私は「健全な」というよりも「市民社会」という言葉の方が気になっていました。この「市民社会」という言葉自体にもいろいろ定義がありますが、さきほど「市民」の定義というものを1章でしていますが、「市民社会」についても、どんな意味かということを読み手の立場から考えると、もしかするとわかりにくいのかなと思いますので、先ほどの1章の「市民」の定義の後にでも、そういった「市民が…を市民社会と言います」のようにこの基本計画の中での「市民社会」の定義も併せて書かれたらいいのかなと思います。「市民社会」の定義は、資料3の加藤委員の参考資料の2の方にも書かれています。どの定義を用いるのかということもいろいろ議論はあるかもしれませんが、何かわかりやすく説明したらいいかと思います。

○山田会長

先ほどの「健全な市民社会」という表現については、「健全」という言葉は使うかどうかは別として、

先ほどご提案のあった「安全安心」というようなことになると大切な部分を見失ってしまうこともあるので、「健全な」の方がいいのかどうかご検討していただく必要があると思いますが、大切な部分を見失わない方向でということと、もう一つは「市民社会」という言葉の定義がここでいきなりということではなくて、「市民」の定義と併せて定義をしてはどうかということです。そして、それにつきましては、先に加藤委員から出していただいた表現を参考にしながらまとめていただいたらどうかということですね。

○石井山委員

全体を通して思うことですが、僕は必ずしもNPOを中心に勉強をしてきたわけではありませんが、NPOが注目されている一番大きな理由は従来の社会システムの限界を改造していくというニュアンスにそもそもあったと思います。しかし、2の1から続いている内容が、どうもどれを見ても政府に役立つという認識であって、今の既存のシステムがどういう状況であって、それをどう克服していくのかということとはちょっと違う形で組み立てられているかなという感じがします。例えば、先ほどの「当事者」という言葉についても、意見がいろいろ出てきて、確かにこれだけ特筆して出されると言葉の意味はなかなか理解しにくいとは思いますが、確かこの「当事者」という言葉は、ウエノシズカさんたちの「当事者主権」というような、あれは例えば女性運動とか障害者運動とか、いわゆるマイノリティと言われる人たちの、声を持てなかった人たちが集団で声を発信していくというような認識で、つまり、これまでの社会は閉ざされていて、それを集団的に克服していく主体として「当事者」という言葉が使われていたと思います。つまり、NPOの方々が「社会参加」という言葉を、「既存の社会を変えていく」というラジカルな意味合いを持って使っていたのではないかなと見ておりました、できれば、西出委員がおっしゃっていただいたような文脈のようなものが冒頭に来るならば、その中にそうしたニュアンスも入れていただくといいかなというふうに思いました。

○山田会長

今の話も大変大切なので、先ほど2の(1)のところに「社会参加の機会提供」ということがありましたが、そこに加えて、「これまでの社会が抱えてきた問題とか仕組みを変えていく」という役割も含めた内容にしてはどうかというご指摘です。そうすると(1)のタイトルにもしていただく必要があるかもしれませんね。

○大久保委員

「市民社会」が出てきた後の、「市民セクター」というのも初めて出てきているので、そこも追加して書いていただきたいと思います。それから、今、「当事者」の話が出ましたが、「人ごとだった」ということが、「人ごとじゃなくて、自分たちなんだよ」と、「あなたもやらなきゃならない人なんですよ」ということを意識させるような文言が入ったらいいのではないかなと思います。

○山田会長

西出委員と石井山委員のご提案につきましては、先ほどまとめたような方向で進めていただくと。もう一つ今新たに、「当事者」という表現について、こういう表現でいいかわかりませんが、「主体者意識」というか、そういったニュアンスを入れていただいではどうかということでした。言葉そのものは何か提案がありますか。なければ事務局でご提案いただくことでよろしいですか。困った場合には、委員の皆さんにSOSを出していただくということで。(1)をまとめるにあたって、また前の「当事者」に手を入れていただくにあたって、必要に応じて委員に投げかけていただくということでもよろしいでしょうか。

○成田委員

2の「NPOに期待される社会的役割と可能性」の1から6までを拝見しまして、私はNPOに特化した専門家ではないので、県民の立場で読んでいくと、何が焦点になるかということがわかりにくいなと正直感じたところでした。今のお話を伺っていると、NPOに期待される社会的役割とは何かについては、市民による公共の創造を推進させることであり、その可能性は独立している市民セクターだからできるというところにあるのかなと理解をしました。そうすると、それをやるNPOが可能性を持って

いて、公共を担ってきた主体が誰かという行政であり個人でありNPOであったという枠組みかと感じたところです。(1)と(2)と(4)というのは結局行政に対してNPOに何ができるかということであり、それからNPOは市民に対して何をするか、また同じNPOに対して何をするか、それらを結んでいく結び手としてのNPOというのは、(2)のところで出てきている4つの主体をそれぞれ結んでいく役目を果たしているというような、そういう理解をしております。もしそれが正しければ、書き方もちょっとわかりやすくしていただけるとよろしいかと思います。NPOの特徴のように特徴のあるものを並べるのはわかりませんが、可能性と言われたときに、ぼやけてしまうような印象がございましたので、この並びについてご検討いただくことは可能でしょうか。

○山田会長

これも大切なご指摘だと思いますが、ストーリーと言いますか、誰に対して何ができるのかということと、それを結びつけていくというその流れが少し必要ではないかということですので、(1)につきましては、少し手が入ると思いますが、並べ替えなり繋ぎ手を設けて、もう少し全体として何を言いたいのか検討していただきたいということです。このままだとちょっと並列的に見えてしまうというご指摘です。よろしいですか。

○加藤副会長

補足ですが、石井山さんがおっしゃったように、新しい社会を創出するオルタナティブな選択肢というか、もう一つの社会の未来を実験的に作るというような側面がここには入っていないくて、シンクタンクとしてのNPOというところの後半に若干は政策を提言することになってはいるのですが、非常にきれいに行政にとって受け入れやすく書いてあります。しかし、どちらかといえば社会に対する異議申し立てや批判勢力として存在するところもあって、その辺も上手に社会が認めていくという流れであって、社会の選択肢が増えるという感じかなと思います。

また、ここでは全く国際社会のことは書かれていないのですが、山岡さんがNPOの持つ機能の3つ目に、国際的な国家間のつながりとは別の市民どうしの国際社会に対する貢献をあげられています。そういう意味で、成田さんがおっしゃったように、ストーリーがもう少しスカッとわかる状態で、あんまり細かに特徴を羅列するのではなくて、もう一つ哲学があった方がいいかなという感じがします。前に指摘しなくて申し訳なかったのですが、ここは直せるかなと思います。

それから、「市民社会」の言葉ですが、私が書いたこの文章は結論だけ書いてあるからわかりにくいと思います。外国で使われている「市民社会」という言葉は基本的には行政と企業を除いた全部になっています。行政と企業は市民社会ではないということですね。フランス革命の後には企業も市民社会でしたが、基本的には行政と企業が特殊化・肥大化した結果、取り残された部分を市民社会と呼び、その中の中核的存在としてNPOを位置づけているというのが、市民社会という言葉の使い方なのです。ところが、日本ではだいたいNPOのセクターと、行政のセクターと企業のセクターの三者がバランスのとれた社会という意味で市民社会という言葉を使う人が多くて、けっこうごちゃごちゃになっています。学問的には、基本的には企業と行政を除いた生活世界と、NPOの世界を市民社会と呼んでいて、市民セクターはそういう市民側の組織化された状態を呼ぶということなので、「健全な市民社会」という言い方の時には、健全なNPOセクターとそう変わりはない意味になるのかなということです。日本社会を「健全な」と言うとなると、今度はバランスとか全体のことを言うということになって、非常にややこしいので、専門家の先生に解説していただかなくてはいけないことになりますね。

○山田会長

並べ替えにあたっては、石井山委員が言われた社会を変えるというあたりを冒頭に検討いただきたいということと、今、新たに出ました国際社会への役割ということも入れていただくこと、それから、市民社会、市民セクターの定義については、なかなか難しそうなので、また、専門の委員の皆さんにご指導いただきながらまとめていただくと、そういう方向でよろしいでしょうか。

それでは3章のご説明よろしくお願いたします。

③ 宮城県民間非営利活動促進基本計画の第3章について

○事務局

第3章についてご説明いたします。資料5の18頁をご覧ください。

第3章は、前回までは、「基本理念」以降について説明していた章でしたが、全体的な構成変更におきましてご説明申し上げましたとおり、計画に関する流れを集約するため、大きな1番として「計画策定の経緯と根拠」を、大きな2番として「基本計画の見直しの必要性」、19頁になりますが、大きな3番として「基本計画の見直しの視点」を移動してきてございます。

なお、前回ご指摘いただきました、「基本計画策定の必要性」という「策定」の部分を「見直し」へと修正してございます。

それから、移動に際しまして、「基本計画の見直しの必要性」につきましては、その内容の一部が計画策定の経緯であったことから、一部分離させて、1番の「計画策定の経緯と根拠」へ付け加える形で移動している部分がございます。

また、現状と課題や、NPOへの期待や可能性など、他の章ですでに説明しており、重複している内容につきまして、削除してございます。

また、3の「基本計画の見直しの視点」につきましては、ほとんどが文言や文節構成等の工夫による修正となっております。

20頁に移りまして、4の「この計画における基本理念」ですが、以前のタイトル名が、「基本理念」のみであったことから、わかりづらいとのご指摘がございましたので、「この計画における」という文言を加えてございます。

それから、修正点ではありませんが、前回のご審議におきまして、行政の都合によってNPOを発足させたり、利用させたりすることが見受けられるといったご発言がございまして、そういうことがないよう互いの立場を尊重しながらパートナーシップを構築することについても言及すべきではないかというご指摘がございました。そのことにつきましては、例えば、この20頁の「4 この基本計画における基本理念」の冒頭をはじめ、各章にも同様の記述がございまして、皆様のこれまでのご審議の結果としまして、その思想が既に反映されていると判断しまして、あえて新たな対応はいたしませんので、ご了承願います。

次に、「基本理念」ですが、重要な部分でございまして、今回、四角で囲むような形に、体裁を修正してございます。

また、「基本理念」そのものにつきましては、以前の委員会におきまして、全体像が見えてきた段階でご検討いただくこととして、候補例をお示ししたところで保留してございまして、現在掲載しているものは、現行計画における基本理念としてカッコ書きにしております。前回、第5章までの全ての計画案を提示いたしましたので、本委員会におきまして、ご審議いただきたいと考えてございます。

そこで、資料4の「「基本理念」について」をご覧くださいと思います。

1番で、これまでの「基本理念」として、初代計画と現行計画の基本理念を掲載してございます。

そして、2番としまして、候補例を10挙げてございます。ほぼ共通する主なキーワードを3つあげるとすると、「NPOと多様な主体」、「連携」または「協働」、「地域社会の実現」となっております。そのほか、キーワードとしましては、「安心」、「活力」、「支え合う」などが含まれた形での候補例となっております。

それでは、第3章の説明を続けたいと思いますので、資料5に戻っていただきたいと思います。21頁をご覧ください。

基本方針及びそれぞれの施策の柱につきましても、重要な部分でありますので、四角で囲む形に体裁を変更してございます。

また、インデックスについてですが、例えば、「(1) 基本方針1 NPO活動の促進」や、「イ 施策の柱1 NPO活動の促進体制の整備に関する施策」というように、インデックスを(1)やイロハに整理した上で、それに続けて「基本方針1」や「施策の柱1」等を付け加える形へと工夫してございます。

なお、21頁の「(1) 基本方針1」と22頁の「(2) 基本方針2」におきまして、大きく削除している部分は、第1章の現状と課題において既に記載がありまして、重複している部分でございます。

それから、21頁の一番下ですが、前回のご指摘により、「みやぎNPOプラザ」の前に、現行計画と同様に「基本計画に基づき設置した」という文言を加えてございます。

次に、22頁の下の方の「イ 施策の柱1」をご覧ください。

「住民に身近な行政を担う…」から始まる文節ですが、これは、第2章の「NPOのパートナー」から

移動してきたものでございます。同様に23頁の「ロ 施策の柱2」の3行目、「また、教育・学術研究機関においても…」から始まる文節も移動してきた部分でございます。

なお、第2章の「NPOのパートナー」では、企業とのパートナーに関する記載もございましたが、「ロ 施策の柱2」の説明文の中に、既に同様の内容が記載されていたことから、特に移動してきてはございません。

それから、前回の委員会では、パートナーシップの主体と対象を整理すべきであるとのご意見がございました。そのため、21頁から始まる「基本方針と施策の柱」につきましては、「パートナーシップを構築する主体」と、「それを促進するための施策を行う主体」を明確にするために、意識的に、「県は」という主語を挿入いたしました。このことにより、パートナーシップ構築のための連携や協働と、パートナーシップ構築を促進するための連携や協働という棲み分けができたのではないかなと考えておるところでございます。

また、「県は」という主語の明確化につきましては、前回のご審議の中で、主語が「行政」の場合と「県」や「市町村」という場合があります。混乱の元になっているのご指摘がございましたことから、本計画全体を通して同様に見直ししてございます。

ただし、見直しの過程で、NPOの定義やあり方などの説明的な文章におきましては、「行政」という表現が的確であると思われることが多く、また、例えば、本計画による意思や目標の表明などにおきましては、「県」や「市町村」などと主体を明らかにした方が伝わりやすいという傾向が見受けられましたので、統一的な扱いはせず、文章内容によって効果的な表現となるよう修正してございますので、ご了承お願いいたします。

次に、「ロ 施策の柱2」の説明中、下から6行目の「また、この基本計画が対象とするNPO以外の…」という文節ですが、前回、わかりづらいとのご指摘でしたので、シンプルな表現に変更しておるところでございます。

では、次に、24頁をご覧ください。「ホ 地方分権型社会への対応」ですが、前回ご指摘いただきましたので、「行政が独占してきた」というところを、「主として行政が担ってきた」へと修正させていただきました。

第3章につきましては、以上でございます。

○山田会長

はい、ありがとうございました。それでは、第3章につきまして、ご質問、御意見いただきたいと思っております。それから、基本理念につきましても、御意見をいただきたいと思っております。

○今井委員

14頁の4番の「この計画における基本理念」というところですが、世の中の移り変わりは早く、新しい社会の構成、創造、構築も一つの役割ですが、この中で「協働による市民が主体となった社会システム」と書いてあり、新しい社会を創造するという一面もありますので、この「社会」の前に「新たな」という言葉を入れたらどうかと考えました。

それから、「この計画における基本理念」の項目の中の、上から2行目ですか、「対等な立場で」という文章がありますが、「対等な立場」というのは非常に抽象的であるので、何をもって対等な立場という具体的な説明の項目を載せたらどうかという気がいたします。

○山田会長

基本理念に関して、「新たな」という言葉を「社会システム」の前に入れてはどうかというご提案と、資料1の14頁の2行目で「対等な立場で」という表現がとられているけども、もう少し具体的にないかというご指摘ですが、ちょっと難しそうですね。ここでまた一つ一つ説明するのも、また読みにくくなりそうなので、何か気の利いた文言を足すことで表現ができればと思いますが、そこら辺も含めて御意見いただければと思います。他のところでもありましたら、御意見いただければと思います。

○西出委員

今井委員が言われたところは、現在の計画での基本理念と理解しております。資料4の方で、これから策定する新たな基本理念の候補例が挙げられていると理解しております。その中に、いろいろキー

ワードがありますが、単に安全安心ということ以上に、お互いに信頼しあえるような社会、理解して、信頼をするというような意味合いも入れていただければいいかなと考えました。

○山田会長

基本理念について、安心というキーワードに加え、さらに相互の信頼というキーワードも入っていた方がよしいのではないかとのことですね。

○滝口委員

基本理念について、候補例から選ぶという議論を進めるということでしょうか。

○山田会長

これは参考にしていただきながら、ご提案いただいてもいいと思いますし、それ以外のところでも御意見いただければと思います。

○滝口委員

3章ですが、全体的な流れの中で、基本計画の見直しの視点があって、そして基本方針と施策があって、方向性があって、と同じ項目が何回も出てくるので、もっとコンパクトにまとめられないのかと。特にこの基本方針と方向性ですね、ここは一つにまとめた方がわかりやすいのではないかと思います。

それから、その前の「視点」ですが、次の基本方針に結びつくための、例えば、「NPO活動の促進体制の整備に関する施策」も見直さなくてはいけないということで柱になっていますが、視点の中に出て来ていないのです。ですから、基本方針を導き出すための視点について、整合性を取った形で入れる必要があるのではないかと思います。

また、順番ですが、体制整備が先なのかどうか。私は、自立の促進に関する施策が先で、それを支えるために体制整備があるというふうに入れ替えてはどうかと思いましたが、いかがでしょうか。皆さんの御意見をお聞きしたい思います。

○山田会長

資料1の12頁から始まる3の「見直しの視点」とその後の5の「施策の柱」との対応関係がもう少し明確になるようにとどこです。それから全体としてももう少しコンパクトにというご指摘もありました。また、基本方針の中のNPO活動の促進のところの施策の柱1と2の順序がむしろ反対ではないかということで、皆さんにも御意見をということでございますので、どうぞお出しただければと思います。3と5にすっきりと流れて行きにくいというか、読みにくいというご指摘ですね。

○滝口委員

基本方針のところですが、方向性に分ける必要があるのか、どうせなら、基本方針の中に方向性も入れて書いた方がいいのではないかなということ。何回も基本方針が出てくるものですから。14頁でも出てくる、16頁でも出てくる。言っていることが似ているような気がしますので、16頁のイロハニについては、そこの中に項目として吸収させた方がいいのかなと思いました。並べ替えるだけです。

○山田会長

むしろ5と6との関係の整理ということですね。

○滝口委員

はい。それから、順番としては、前の「視点」が(1)から(5)まであり、次の基本方針に結びつけなくてはいけないかなと。順番もですが。1番と5番ですか、NPOの自立関係、こちらの方だったら、2番にして、パートナーシップの関係は2, 3, 4の方に書いてありますね。どちらかというパートナーシップの方にずいぶん視点が置かれていて、自立の方が足りないのではないかと思います。また、体制整備の表現がないかなということ。また、体制整備の表現がないかなということ。

○山田会長

むしろ、基本方針に挙げられているところが、見直しの視点のところで欠けている部分があるのではないかと、自立促進というところ、それから体制整備というあたりが浮き上がってくるような視点が足りないということと、それから、5と6のまとめ方がちょっと煩雑ではないかというご指摘ですが。これは、少し構成とそれからその前の視点に足さなくてはいけないところが出てきそうですね。それを御検討いただくということによろしいですか。他にはいかがでしょうか。

○成田委員

ちょっと気になりましたのは、12頁の3の基本計画の見直しの視点です。「第1章、第2章を踏まえた上で」という前置きがございます。第2章の最後、10頁でございますが、「NPO支援における社会的課題」ということで、認知とか体制の話で課題があると、それからNPO側にもこういう問題点があると課題を提起しています。それがすんなり3章、それから次の章に流れていないような気がしたのですが、その辺、皆様の御意見をいただければと思います。課題があって、それをするためにどうするということに、ブレイクダウンしていくような形で読めるといいのかなという感じでございます。

○山田会長

2章の後段10頁あたりに並んでいる課題から、それを受け止めて12頁の見直しの視点に展開しているかどうかということですね。それは、当初からちょっとありましたね。ということで、どうでしょう。3章については、2章からの課題の流れを受け止めるということ、それから、3章につきましては、視点とその後の基本方針、それとの対応関係、それと基本方針と推進の方向性、そのあたりの整理、こんなところで、主に、構成と附則の部分に対する補充、それから、前章との対応関係といったところを御検討いただくということによろしいですか。そのほか、基本理念について、何かありませんか。

○成田委員

宮城の将来ビジョンの中の一つの柱に多様な主体との協働、パートナーシップという大きな柱がございましたので、そういう意味では、「協働」か「パートナーシップ」というような言葉は外せないと思います。県全体が目指すべきベクトルと整合するという意味で、入れていただいてはどうでしょうかということでございます。

○山田会長

「協働」であるとか、「パートナーシップ」というキーワードは外すべきではない、どちらかを入れると。それから、先ほど西出委員からもお話があったあたりも配慮して、あとはおまかせでいいですか。修正していただいたものの取扱については御相談したいと思いますが、そういう方向でまとめていただきたいということによろしいですか。

○滝口委員

目的は、NPOとか市民活動を育てることだけではなくて、育った結果、社会が変わるということだろうと思うのです。それも市民社会が変わることなので。インパクトとして、是非、「連携」というのは必要だし、「支え合う」という言葉も必要だし、最後には「市民社会」ということを盛り込んだ中で基本理念というのを作ってもらえればなというふうに思います。

○山田会長

先ほどから議論が出ております、「社会を変えていく」というキーワード。「新しい」ということも先ほどご指摘ありましたが。それから、「市民社会」というキーワード。「連携」ということもありましたが、これは「協働」とか「パートナーシップ」で足りるのかどうかわかりませんが、そういったところも頭に入れて御検討いただきたいということによろしいですか。

それでは、休憩していただきたいと思います。

④ 宮城県民間非営利活動促進基本計画の第4章について

○山田会長

それでは急いでいきたいと思います。第4章のご説明をお願いします。

○事務局

第4章につきまして、ちょっと早口になりますがご説明させていただきます。資料5の25頁をご覧ください。

第4章につきましても、重複部分の削除、文言や文節構成、インデックスの工夫による修正を行ってまいります。

前回のご審議におきまして、地方レベルでの担当部署の明確化についてご指摘がありました。財政難や行政改革等により早急な対応は困難な状況でございますことから、現行体制を活用しながら、促進を図っていくという意味で、27頁になりますが、上から2行目以降の説明によりご了承願いたいと考えてございます。

次に、28頁の一番上の③、「人材の交流」を「交流の促進」へと修正した部分でございます。ここは、前回、NPOと行政の人材交流というご提案をいただいたところでございます。実は、ここでは、NPO同士の交流による人材育成について言及したいと考えていた箇所でございます。タイトルの表現が不適切であったために、誤解を生じさせてしまったかなと考えてございます。申し訳ありませんでした。

NPOと行政の人事交流というご提案につきましては、職種の違い等もございまして、人材育成としては、なかなかお互い難しい部分があるのではないかとことも考えまして、NPOと行政との関わりにつきましては、やはり政策プロセス等への参加促進を図ること等によりまして、互いに尊重しながら切磋琢磨して、それぞれ人材の育成を図ることができればというところで考えてございます。ご理解をよろしくお願いいたします。

続きまして、「二 財政的な支援制度の充実」の「② 県税の優遇措置」でございますが、前回、誤解のないよう、収益法人は適用されないことを盛り込むべきであるとのご指摘がございましたので、修正してございます。

次に、29頁をご覧ください。上の「③ 協働の質の向上」ですが、前回のご審議で、「行政からの一方的な委託となる場合があります」という表現を修正すべきであるとの御意見がございましたので、「状況は異なりますが」という形に変更してございます。

次に、「二 市町村への協力・支援」ですが、前回、この部分がもの足りないとのご指摘がございました。また、財政難などによりですね、新たな財政支援が困難な状況をご理解いただきながら、別の施策として、宮城県庁内での他の課や、他の事業との連携によって市町村を支援できるなどのアドバイスもいただいたところでございました。

以上のような皆様からのご意見を反映させる形で、①から③につきましては、もう少し具体的に踏み込んだ内容としてみました。また、④としてですが、現在、みやぎNPOプラザで実施してございます圏域における研修ですね、こちらが市町村の支援にもあたるとはどうかと考えられることから、新たな形で追加してございます。

次に、30頁の「(2) 施策の柱2」の「ロ 企業」につきまして、前回、「NPOとの連携や協働を進める企業も増えている」という内容につきまして、信憑性が問われたところがございました。ご指摘の通り、明確なデータが見あたらないことから、表現を修正してございます。

第4章につきましては、駆け足でしたが、以上でございます。

○山田会長

はい。ありがとうございました。それでは、第4章につきまして、ご質問、御意見いただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○成田委員

1点確認でございます。県税の優遇措置ですが、資料1の20頁の最後の部分に記載がございましたが、「優遇措置を実施します」と計画で言い切ることができるのかという素朴な疑問があります。5年間使う計画で、条例や議会でのNPOの免税措置をあまり考えなくてもよろしいのでしょうか。計画との関係といいますか、ちょっと確認させていただければと思います。

○山田会長

この言い切り形でいいかということですね。

○増子課長

私の方から答えさせてもらいたいと思いますが、県税の減免につきましては条例を作っておりまして、県税で4つ減免することになってございます。この条例については、特に期限を定めているわけではございませんので、これから特に廃止をするという議論がなければ、このままずっと続くということになります。

○山田会長

ほかはいかがでしょうか。

○西出委員

今、ご説明いただいた資料5の28頁目の一番上の「人材育成」のところで、前回、行政とNPOの交流という提案があって、それをここに入れるのは難しいという話でしたが、場所はここでなくても良いので、例えば、32頁の「職員の研修の実施」がありますが、やはり、実態調査の中にもNPOも行政も理解不足という課題が浮かび上がっておりましたので、お互いの理解を促進するためにも、単発であれ、何回か継続した研修と同時にやはり、職員の方が現場のNPOを見て学ぶというような研修の形でもいいので、そういったことが行われるといいのかなと考えております。

○山田会長

そうですね。前回もご指摘があって、人事の交流ということをするのは難しいということもあるわけですが、今、ご指摘あったように職員の皆さんが現場を知ることでも大事ではないかと。それをどこかに入れていただくことは必要かなと思いますので、是非お願いしたいと思います。

○滝口委員

今までの部分は、前半、前座で、実はここからがこれからの活動を促進するためのエネルギーの源になるわけでございます。そのときに、これまでの政策で継続するものと、これから新たに加わるもの、それが言葉で書いてあるものですから、一覧表などで出していただけるといいのかなと思いました。

その中でも、今回、市町村への協力支援ということで、項目を設けていただいでいぶ詳しく書いていただいたので感謝をしております。ただですね、市町村の動きからすると、市民活動を応援するような条例づくりを県の方で支援するような項目は入れられないものかなと。われわれ市町村は独自でやっているのですが、最終的には県のいろんな情報とか、条例の作り方とか、アドバイスが欲しいというところもあります。例えば、条例の制定を働きかけるなどに入れられないものかというのが1つです。それから、市町村の支援の中の③に、地域でNPOの活動拠点を整備すると、それに対しても団体に対して場所とかお金の負担を軽減するという支援策が入っていてありがたいのですが、是非とも市町村への支援というものも若干あると、県と市町村がいっしょになってNPO活動を支援する体制が出るのではないかなと。そんなにお金はいらないので、県もいっしょに拠点づくりをやっているということで、そのための市町村への補助を考えられないものかどうか。これからは市町村が市民活動支援センターという指導機関とNPOの活動拠点との二つをどうしても整備していかなくてはいけない。柴田町も今、それに向かって努力をされていて、大変厳しい状況にお互いあることは理解しますが、いっしょにやっているという意味で、何かの補助制度を市町村へも考えてもらえないか、この2点をよろしくお願いします。

○山田会長

はい。ありがとうございました。細かく言うと3点かと思いますが、1つは前施策との変更点というか修正点を、資料編的にするのかここで挙げるのか御検討いただきたいのですが、それが少し見えるようにしてはどうかというのが1点目かと思えます。それから、2つ目は、大きく言えば市町村に対する支援ですが、条例の作り方など県が持っているノウハウの提供ということ、それから、地域拠点等をお作りするときの、助成のようなものがないのかということで、最後につきましては、御検討も必要かと思いますが…、今、答えられませんか。

○今野部長

基本計画の中で、市町村に対するお金の支援というのは、なかなかつらいかなと思います。客観的に。もっと手前の話で言うと、NPO行政の場面で、県から市町村への財政的な支援ということが計画に載せることかどうか…。

○滝口委員

県も場所の提供を5カ所ばかりやっていますよね、確か。それも必要ですが、やはり市町村がもっともって行政と住民のパートナーシップを盛り上げる意味でも、県が関わっていた方が、対外的に説明しやすいということで、何も2分の1くださいということではなくて、少しでもきっかけとして、そういう制度があった方がいいのではないかという程度でございます。

実は、市町村が所有する遊休施設と書いてありますが、民間のイオンの方から場所を無償で貸す話があって、それを直営で運営しようと思っているのですが、それをNPOの人たちに利用してもらう方向で考えおまして、なかなか市町村段階でやるには、まだまだ議会への対応が進んでない面があるので、県で少し補助的なものがあると納得しやすいという大変ですが、そういう程度です。

○今野部長

謙虚に…、僭越かなという気も…。

○山田会長

どこまでどう踏み込むかは御検討いただきたいと思いますが、2点目の市町村への支援については、知的なとか情報面での支援等ということで少し御検討いただければと思います。他にはいかがでしょうか。よろしいですか。市町村に対する支援の話と、前施策との違いですね、それをどう表現するかということ。先ほど行政の職員が現場を知るといような形での研修になるかどうかわかりませんが、そこら辺を少し出していただいたらどうかということ。それでは4章につきましては以上にさせていただきます。5章お願いします。

⑤ 宮城県民間非営利活動促進基本計画の第5章について

○事務局

第5章についてご説明いたします。資料5の31頁をご覧ください。

第5章のタイトルですが、イメージをより具体的にするために、「体制づくり」という表現を加えてございます。

その他につきましてはですが、前回のご審議では、ご指摘いただいた部分がございましたことから、ほとんど、文言や文節構成の工夫による修正となっており、そういう意味では特に説明すべき大きな変更点というところはないと考えてございますので、簡単ではございますが、第5章の説明は以上とさせていただきます。

なお、第5章の後に続けて、33頁から40頁まで、資料1として「宮城県のNPOの現状と課題」を、41頁から43頁まで、資料2として「宮城県及び県内市町村のNPO活動に関する施策の状況」を掲載してございます。これらは、第1章の現状と課題に関する資料となっております。

以上でございます。

○山田会長

あまり変更なしということで、これでいかがかということですね、ただ先ほどの職員の研修のところ、少し前章との関係で手が入る可能性もあると思います。よろしくお願いします。それから資料編をこういう形で用意するというでいかがかということですね。

○石井山委員

計画としてはこういう形なのかなと思いながら、実はこの続きが是非読みたいという思いもあります。例えば、先ほどの指定管理者制度で言えば、この制度というのはパートナーシップと一見言うけども実際の場合には行政と受託者の間にはかなり強い発注関係があって、決して対等ではないわけです。そして、その制度はそれぞれの自治体に応じて運用の仕方がだいぶ違うということで、非常に苦しんでいら

っしゃる方々がおられるし、しかもそこで行政と対話をしようと思っても受注者という立場の中ではものも言えないというような関係で苦しんでいらっしゃる方々も非常に増えている。その中で今、指定管理者制度のもとで受託している受託者が横に少しずつ繋がろうという動きが出てきながら、やはり課題も出てきているという状況もあるかなというように思います。

広域行政だからこそできることがあるような気がします。市町村を越えたところだからこそもう少し全体を見据えていきながらパワーアップしていく情報提供の仕方ということがあるような気がしています。そういった戦略的な部分がこれから先に出てくるのか出てこないかということが大事な点かなという気がしています。先ほど出していただいた市町村への協力支援ということでも、小さな自治体の中で非常に大事な活動をしていながらもその自治体の中では評価されない人たちが正当に評価されるための仕掛けや、今、なかなか言葉足らずで申し訳ないのですが、今いったいどこでNPOが苦しんでいて、彼らをパワーアップさせていくためには、広域行政としていったい何をしなければいけないのかというような、先ほど意気込みという言葉もありましたが、何かそういう戦略みたいなものが出てくる表現がもう少し出てこないかなという思いもします。もちろん、これから先に具体的な戦略が出てくるのだとは思いますが、そういう思いでこの文書を読ませていただいています。

○山田会長

そうすると、どういう形でどんなところにどういう表現で今のお気持ちを入れてったらいいでしょうか。それから、今言われた広域的なというのは、広域市町村圏ということではなくて、県としてということですよ。

○大久保委員

NPOへの支援、施策はたくさん盛り込まれてきて、最後に、それを実施するための宮城県側としての体制をどうするかというのがこの第5章になるわけですが、現実的には3、4、5、6という感じのところが一番求められるのではないかと思います。庁内の会議が開催されるということですが、1年に1回の開催で、それもガイドラインに沿った会議のみということでは、どう各パートで支援していくのかという位置づけあるいは意識づけが薄いのではないかと思います。

それから、市町村にということとはあったとしても、地方機関、圏域の中で、(4)では地方振興事務所及び地方振興事務所地域事務所が連携するとなっていますが、この連携するというあり方が非常にあいまいで、作業的なことを担うイメージで、実際に県が何か施策を実施するという時には県担当部署が直接の関わりになるというのが現実だと思います。多くの圏域のNPOの人たちの希望というのは、本庁ではなくて、合同庁舎にある地方での関わりを非常に強く求めていたりするわけです。その辺の担当の窓口が本庁にしかないということと、地方でのあり方ということをもう少し踏み込んでいかないと現実的な支援のところに大きく影響していくのではないかなと思います。

それから、(6)の「職員への研修の実施」ということも、たったこれだけの行数で収めていいものかと思えます。というのは、多くのアンケートから、一番、職員のNPO理解が不足していると指摘されているわけですので、これまでのように職員研修を開催しますと言っても、実際にどの程度の研修をされているのかがまだちょっと検証されてないところも考えると、やはりもう少し踏み込んで研修を具体化していく方が確実なものになっていくのではないかと思います。このままでは5年後の調査でも同じようにNPOの理解が足りないという結果が出てきそうな気がしてしかたがありません。

○山田会長

今のお話と、それから石井山委員のお話をあわせて考えていきますと、31頁の連絡調整会議程度でいいのかということですよ。御検討いただきたいと思いますが、また、別の件で、私も、例えばコミュニティ支援に関して、県レベルでいろんな機関を入れた戦略的な会議を持つべきであるというようなことも提言しておりますので、もう一步踏み込んだ調整会議のあり方とか、調節するだけでなく、全庁的に戦略を考えていくのだという姿勢が欲しいなということの一つあるかと思えます。是非御検討いただきたいと思えます。それを地方レベルでどう展開していくかという大久保委員の話もありましたので、3と4に関しては、単に調整ではなくて、どういう方法でパートナーシップを作り上げていくかもうちょっと前向きな対応が欲しいという皆さんの御意見だと思いますので、御検討いただきたいと思えます。

それから、6の職員の研修は、もう少し緻密なプログラムに基づいて構築していく必要があるのではないかとご指摘でよろしいですか。

○成田委員

先ほど、「意気込みが」というお話があったのですが、第5章の最後の意気込みを見せていただくところで、なぜインパクトが足りないのかというところを考えたときに、文章全体として、全部ではありませんが、「なんとかするために、なにになにします。そこで、なにになにしたので、県としてはOKです」のような書き方になっているのですが、会社ですと、なにになにをします、その結果こうなりますみたいな形で計画を立てることがあります。例えば、先ほどの職員の研修の実施のところをご覧になっていただくと、できるかどうか、可能かどうかは別として、研修を開催した結果、職員の理解が深まりますというような言い切りをしていただくと、県民から見ると、「あ、やってくれるんだな」というような、県の意気込みが感じられるのではないかなと思いました。いかがでございましょうか。

○山田会長

ここの表現は、意気込みをもう少し感じられるような、展望が少し示されるか、展望にどう繋がっていくかというあたりの表現が欲しいということと、それから、先ほど石井山委員も言われたような、そのための戦略としての仕組みがここで述べられるという章にさせていただきたいということが皆さんのお気持ちかと思えます。私もそうあっていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

だいたい以上のような方向で手を入れていただきたいと思います。

そうすると、後のスケジュールとも関わりがありますが、これから手を入れていただいて、1月の委員会で最終的な御議論をしていただくというスケジュールでよろしいですか。先ほど加藤委員から提案があったのですが、この基本理念については、これを参考にさせていただいて、いついつまでに委員から案をお出しいただいたらどうかというご提案があったので、そういう段取りでお願いしたいということ、それから、今日、いくつか修正点があったかと思えますが、1月にそれを議論するというのでいいのか、その前に案を委員にお出しいただいて、御議論いただいた上で1月に最終的な決着を付けることでいいのか、この対応について事務局のお考えをお出しいただけるといいのですが、どうでしょうか。

○事務局

1月22日までですと、だいたい2ヶ月ぐらいございます。途中にお正月等ございますので、なかなか長いとは言えない感じはございますが、できればいったん皆さんに見ていただくような、そしていろんなご助言をいただけるような形で考えてみたいと思えます。よろしく願いいたします。あと、特に「市民社会」につきましては、皆さんの御意見をいただきたいと考えてございますので、よろしく願いいたします。

○山田会長

そうすると、少し期限を区切っていただいて、今日の修正案を委員に出していただくということと、それから宿題として基本理念についての案をお出しいただくということ。日程等も含めて御連絡いただくということをお願いしたいと思います。

報告事項がありますね。

○事務局

12時を回ってしまいましたが、簡単にご説明します。

報告事項といたしまして、宮城県民間非営利活動促進委員会、当委員会の公募結果でございます。本委員会の委員の皆様におきましては、今月末、11月30日で2年間の御就任期間が終了いたします。長い間、たくさんのご意見、アドバイス等ありがとうございました。

引き続き御就任をお願いする皆様には、現在、別にあらためての就任依頼の手続をお願いしているところでございます。よろしく願いいたします。

さて、今回、11月30日で委員をお退きいただきます、今井委員さんと森山委員さんの2名の公募による委員の方々に代わりまして、新たに2名の委員を公募により選考いたしましたのでお知らせいたします。

「国際交流ボランティアグループ in 名取」の事務局長でございます「若山陽子」さんという方と、「ACT-石巻若者ネットワーク」の代表でございます「遠藤学」さんという方でございます。

このお二人には、次回1月22日の第6回促進委員会より御出席いただく予定でございますので、ご承知願います。以上、簡単ではありますが、報告事項について終わります。

○滝口委員

2年間、大変お世話になりました。同時並行で、自分の町の市民活動を一生懸命やらさせていただいておりました。就任したときには、住民自治によるまちづくり基本条例というのは、否決の方向で動いておりました。今年の3月に、最高の意志決定機関である議会におきまして、18人中なんと女性が6人当選するというように、やっぱり柴田町も徐々に市民が力を持ってきたのかなと思っております。そうした中で、11月20日に、特別委員会で住民自治によるまちづくり基本条例が採択、反対が一人ありましたが、たぶん、本会議では可決ということになるかと思えます。こういった流れを組んで、柴田町はまさに協働ということ、この条例に先行する形でやっていきたいと思っておりますので、何かありましたらまたご支援をお願いして、それから、この促進条例が、また次の宮城県を活発にするように、是非良いものを作ってくださいと思っております。最後に知事にちょっとお願いしないといけないのですが、富県戦略宮城はそろそろ止めていただいて、富県戦略宮城による市民社会の形成というふうに、部長、最後によりしくお願いして、ご挨拶とさせていただきたいと思っております。

○今井委員

初めての経験で、いろいろと勉強させてもらったなという感じが強く印象に残っております。私も県の森林インストラクター協会というところに属しておりました、日ごろ、指定管理者として実際に県の2カ所ばかり運営をしておりますが、なかなか大変な面もたくさんあります。2年間の会議の中で、私個人としてもわからないこともたくさん出てきて、非常に個人として良かったなど、委員になって良かったと感じております。今回で終わりますが、あらたに先ほどの説明で、名取の国際交流の方が公募として選ばれたということで、実はその方と少し面識がありまして、また、何かの機会にでも話しをすることもあると思っておりますので、楽しみにしております。非常にお世話になりました。ありがとうございました。

○山田会長

どうもありがとうございました。また、今度は、外野からいろいろご支援をいただければと思います。それでは、協議自体はこれで終わらせていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

○司会

では、連絡事項を。

○環境生活部長

一言だけ。今、滝口委員と今井委員からそれぞれお話ありましたように、平成19年12月1日から2年間ということで、この委員会の委員をお引き受けいただきまして、都合8回でしょうか、本当に貴重な御意見を頂戴して参りました。本当にありがとうございました。

この計画づくりの最後の段階で委員の任期が切れるということで、残念な時期に交代をいただくということでありますけれども、今、山田委員長からお話がありましたように、これからもいろんなところでご指導ご支援いただければ大変ありがたいと思っております。

滝口町長さんには、むしろ県を先導する形でNPO行政を展開していただいて、貴重なご助言をいただいておりますし、今井委員には、森林インストラクター協会には本当に私も環境生活部はお世話になっておりました、また、この場にも委員として現場からの意見も頂戴してホントにありがたいと思っております。大変ありがとうございました。あらためて御礼を申し上げます。今後も引き続きよろしくお願い申し上げます。ありがとうございました。

○司会

以上をもちまして、第5回の活動促進委員会を閉会いたします。どうも大変ありがとうございました。